第37回原子力委員会

資料第 2 号

第35回原子力委員会定例会議議事録

- 1. 日 時 2006年9月5日(火)10:30~
- 2. 場 所 中央合同庁舎4号館7階共用743会議室
- 3. 出 席 者 近藤委員長、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員

文部科学省 中村課長、室谷室長

経済産業省 中西課長、宮川企画官

外務省 小溝室長

内閣府 原子力政策担当室

黒木参事官、牧野企画官

4. 議 題

- (1) 我が国における保障措置活動状況等データの集計結果及び我が国のプルトニウム管理 状況について
- (2) 平成19年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)
- (3) カザフスタン等との協力について
- (4) 政策評価部会の設置について
- (5) その他
- 5. 配付資料
 - 資料1-1 我が国における保障措置活動状況等データの集計結果について
 - 資料1-2 我が国のプルトニウム管理状況
 - 資料2 平成19年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)
 - 資料3-1 小泉総理の中央アジア出張について (原子力関係)
 - 資料3-2 日本国とカザフスタン共和国との間の友好、パートナーシップと協力の一層

の発展に関する共同声明

資料4 第33回原子力委員会定例会議議事録

資料 5 第 3 4 回原子力委員会定例会議議事録

資料6 原子力委員会 政策評価部会(第7回)の開催について

資料7 政策評価部会の設置について(案)

6. 審議事項

(近藤委員長) 第35回の原子力委員会定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、1つは我が国における保障措置活動状況等データの集計結果及び我が国のプルトニウム管理状況について御報告をいただくことでございます。

2つ目が平成19年度の原子力関係経費概算要求額総表(速報値)が出て参りましたので、 これについて御報告をいただくこと。

3つ目がカザフスタン等との協力について、これも御報告をいただくことでございます。

4つ目が、これは決め事でございますが、政策評価部会の設置について、少し紙を改定した いということで御審議いただくことといたします。

5つ目はその他でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の議事録、前回間に合わなかったものも含めて、第33回と34回の議事録が資料4 と5で配られておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局、最初の議題をお願いいたします。

(1) 我が国における保障措置活動状況等データの集計結果及び我が国のプルトニウム管理状況について

(黒木参事官)最初の議題でございますが、まず我が国における保障措置活動状況等データの 集計結果につきまして文部科学省の室谷室長に御説明をいただきまして、引き続き、我が国の プルトニウム管理状況について、内閣府牧野企画官、文部科学省中村課長、経済産業省宮川企 画官より御説明いたしたいと思います。

最初に室谷室長から。

(室谷室長) 文部科学省の室谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは我が国における保障措置活動状況等データの集計結果ということでございまして、お

手元の資料1-1を御覧になっていただけたらと思います。

これは、毎年、御報告させていただいています、まさに保障措置活動状況、どの程度の保障措置活動がIAEAとともに我が国で行われているのか、あるいは、その結果として確認された核燃料物質等の量について、この時期に御報告申し上げているものでございます。

資料1-1の1ページ目でございますが、文部科学省としては核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、通称炉規法に基づき原子力平和利用確保のために保障措置を実施しているところであります。今、申し上げましたように、今回お示し申し上げるのは、その活動状況、そして核燃料物質のデータについてでございます。

これらのデータは2005年12月31日時点のものでございまして、今後、この結果につきましては「原子力白書」などパブリックの資料にいろいろ掲載する予定でございます。

本日お配りのこの資料も、既にプレスの方にはエンバーグを付けた形でお配り申し上げておりまして、この会議の開始と同時に開という形になっております。

次にデータの各論でございますけれども、1. にございますように、我が国における保障措置に係る核燃料物質量一覧ということで、次のページ以降に主要な核燃料物質移動量(2005年分)あるいは炉規法上の規制区分内訳、さらには国籍区分、そして我が国における保障措置活動ということでお示し申し上げております。

めくっていただいたページ、まずは表紙の裏側になりますが、ポンチ絵的になっております。 我が国における保障措置活動に係る核燃料物質量一覧ということで、諸外国から輸入された、 主として一番左側の大きな矢印で輸入という形になっておりますけれども、アメリカ、フラン ス、英国などからウランが輸入されて、成型、加工などを経て実用発電炉という上側の方に回っていく。その過程で、一部燃料体という形で米国からの輸入もございますが、我が国の55 基の実用発電炉によって燃やされて、それが再処理施設、今後は六ヶ所再処理プラントが主の ものとなりますが、現在では東海村の再処理施設など、そういったところに弧がぐるっと回っていく。

同時に右側で、そこから抽出されたプルトニウムのサイクルがこのような形で行われている という現状に関する情報でございます。

さらに、その次のページにございますが、炉規法上の規制区分内訳一覧ということで、炉規 法上の区分であります製錬、加工、原子炉、再処理、使用の各施設におきます天然ウラン、劣 化ウラン、濃縮ウラン、トリウム、プルトニウムの現在の量をお示し申し上げております。こ れは、基本的には国内のものでございまして、国外に現在存するプルトニウム量については後 ほど御説明があると承知いたしております。

次にめくっていただきまして、1-③国籍区分別内訳でございますが、先ほど申し上げましたようにアメリカ、イギリス、フランスなどを基とするウランの量が現在のところ天然ウラン、 劣化ウラン、あるいは濃縮ウランというような形でここの表にございますような数量となっているところでございます。

ここまでが核燃料物質の量の、あるいはその移動量の全体像でございますが、最後のページになりますが、2. で我が国における保障措置活動ということで、実際どのような活動がどの程度の規模で行われているのかをお示し申し上げているところでございます。

保障措置活動につきましては2004年9月から統合保障措置というような、内容として合理的な制度を保ちながら、レーバー的には合理化するという取り組みが我が国ではいち早く行われておりまして、その結果がこの2005年度の数字に表れ始めているところでございます。

具体的に申し上げますと、表の右側のカラムになりますが、我が国における査察実績人・日というところがございますが、特に原子炉、これは軽水炉が大半を示すのでございますが、2005年につきましては515人・日ということになっております。昨年が694人・日だったことを考えますと、25.8%のマイナスになっておりまして、統合保障措置の効果が表れております。

さらに加工の部分におきましても、2005年度は344人・日ということでございますが、 前年度が425人・日ということを考えますと、やはりここでも19.1%の効率化が行われ ております。

これらの効率化はその効果あるいは正確性は全く減することなく行われているということでございますので、そもそも合理化のために導入された統合保障措置というものが機能し始めている。ただ、今後の課題なのでございますが、理想的には従来1原子炉当たり年間4件だったものを2.4件へもっていくという、そういった構想からすると、まだ現在の減り具合は十分ではなくて、今後、より導入をきちんと行うための努力が、日、IAEA双方に求められると考えております。

以上が現状における保障措置活動でございますが、今後、2006年、2007年と六ヶ所の施設も本格的なホット試験が始まったり、あるいはそれ以降、本格的な商用運転が始まるわけでございまして、そういった本格的な運転段階における保障措置のあり方を、我々としてはきちんと検討していきたいと思っておりますし、過度のレーバーが事業者に関わらず、他方、世界に対してきちんと保障措置を行っているという証を、IAEAと一緒に世の中に対して示

してまいりたいと思っております。

以上が御報告でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。続いて。

(牧野企画官)引き続きまして資料1-2号、我が国のプルトニウム管理状況について御報告させていただきます。

先ほどの保障措置のデータにつきましては核燃料物質全般について取り扱ってございましたが、プルトニウム管理状況の報告におきましては使用済燃料の再処理により分離されたプルトニウムに着目して取りまとめたものでございます。平成6年から前年末時点における施設区分ごとのプルトニウムの量を取りまとめて、内閣府を始め、3府省で原子力委員会に報告をさせていただいているというものでございます。

今回の報告に当たりましては、昨年と比べまして、いくつか工夫をしている点がございます ので、初めに内閣府の方からその点を説明させていただきまして、個別具体的な内容について、 各省から御説明させていただきたいと思います。

2枚ほどめくっていただきますと、参考1という資料があります。本来は別紙において年末 時点におけますストックの量を整理した表でございますが、参考1では、さらに、フローの量 についても昨年初めて提示をし、本年も、引き続きこのフローの量についても提示するととも に、各工程内での増減量の内訳についても新たに示させていただいたということでございます。

2枚ほど更にめくっていただきますと、参考2ということで、フローとストックの量が一目で分かるような分かり易い絵として、新たに付けさせていただいてございます。

さらに、今回の作業を進めていくに当たりまして、これまで海外の再処理の施設に保管されております分離プルトニウムの量についての核的損耗の扱いについて、より一層統一性を図った明確な方法にしようということで、別添を新たに付けさせていただき、その辺の整理をさせていただいた。以上が主な工夫の点ということでございます。

では各省の方から。

(中村課長)文部科学省でございます。1ページをお開きいただきますと、分離プルトニウムの管理状況の項になってございます。この中で日本原子力研究開発機構などの部分について私より御説明を申し上げたいと思います。

この表のフォーマットは、去年までと同じでございまして、再処理施設につきましては、合計の欄にございますように昨年837 KgPu だったものが、今年度のストック量として824 になっている状況でございます。

燃料加工施設につきましても、そこに書いてございますように3,727 KgPu でございます。

原子炉施設等につきましても同様に書かれてございます。この中で、最後のところに研究開発施設と書いてございます。ここが 4 4 5 になっておりますが、この中の主なものは F C A 「高速臨界実験装置」でここが 3 3 1 KgPu で大半を占めてございます。合わせまして、合計 5 . 9 2 3 KgPu という状況になってございます。

次のページでございますけれども、分離プルトニウムのうちの酸化プルトニウムの使用状況ということで、再処理施設の中で161KgPu、これに対して、もんじゅ・常陽・ふげん等で使ったものが183KgPu ということになってございます。

さらに、今年、「4.」を追加いたしました。原子炉施設装荷量ということで、注書きの5 にございますように、実際に使用した分離プルトニウムの量という観点から原子炉施設に装荷 された量をここに記載してございます。

先ほどの参考2の資料に書いてございますように、原子炉施設等で使用したということで、 この35が△35となっているところでございます。以降、再処理施設、燃料加工施設でそれ ぞれどれぐらいのストックがあるか、それぞれの払出総量がどれぐらいになっているかという ことが図にされてございますが、この根拠データになっているのが、今、御説明した数字にな ってございます。

戻っていただきまして、参考1にございます国内に保管中の分離プルトニウムに関する平成17年度の増減状況でございます。ここにございますように、日本原子力研究開発機構の再処理から下の方にあります日本原子力研究開発機構の燃料加工施設へ272 KgPu 移っているということ、あるいは加工施設からその下の原子炉施設等へ95 KgPu 移っているところです。これが先ほどの参考2の資料の払出総量のところに出ておりますが、その内訳として書かれているのはこの表参考1のようなものでございます。

特に、今年度におきましては、再処理施設内工程での増減量の内訳を書かせていただいてございます。再処理施設においては、保管廃棄でマイナス8.7 KgPu 等々書いてございまして、全体としては12 KgPu のマイナスになっているという状況でございます。

燃料加工施設も同様でございまして、受払間の差異等々から始まりまして、燃料加工施設内工程での増減量はマイナス11KgPuになっているところでございます。

私の方からは以上でございます。

(宮川企画官)経済産業省でございます。2ページ目を御覧いただきまして、別紙のところで

ございますが、国内に保管中の分離プルトニウム量ということで、原子炉施設の欄、実用発電炉ということで415 KgPu、これは昨年の値と変わってございませんが、発電所に保管されているMOX燃料ということになります。

それから、2. の海外に保管中の分離プルトニウム量について御説明する前に、今回、なるべく統一性を取ろうということで手を加えておりますので、後ろから2ページ目の別添を御覧下さい。今まで、海外に保管中の分離プルトニウム量につきましては、各会社が使っております資産管理の方法を踏襲してございますので、核的損耗につきましてカウントしたりカウントしなかったり、またカウントするにしても、いつの時点までの損耗まで計算するかということが会社毎に変わっているという状況でございました。

海外に保管中のプルトニウムのうち、大多数を占めます再処理施設において保管されている分でございますが、これにつきましては、幸いなことに、海外再処理委員会を通じて日本国内は原則的に1本の契約でございますので、統一がし易いということで今回統一を図ったということでございます。

MOX加工施設等に保管されている部分につきましては、MOX加工の契約が、契約バイ契約ということになっておりまして、その契約毎に内容が変動してございますので、これについては、残念ながら今回は統一を見送ってございます。

今回統一した手法というのが 1. のところの報告値集計方法の統一というところで、表の中を御覧いただきますと「これまでの報告値」、それから「今回の報告値」ということで対比の形で分かるようにしてございます。一言で申し上げますと、核的損耗を計算するという方法、それから、核的損耗の計算の時点は年末とするという方法で、再処理施設内に保管されているものについては統一をいたしました。

透明性の観点からいきますと、統計の方法を変えておりますので、過去の統計の数値がどうなっているのかということを明らかにしないのは不適切だということで、3. ということで過去の既に報告している値というのを新しい集計方法によって計算し直すとどうなるのかというのを対比表の形で載せてございます。

申し訳ございません、2. に戻っていただきまして、この対比表を検算する段階で、従来の方法から今度の新しい計算方法を検算する段階で誤りが見つかってございます。具体的には、平成14年末の数字でございますが、BNFLが日本の電力会社に、今年のあなたのプルトニウムの割当量はこうですよ、と言って再処理後の配分を行うことになるのですが、その通知の中に誤記があることが判明いたしました。約20 KgPu、1

9. 5 KgPu でございますが、過大に通告されていました。

これは、本来ですと純粋のプルトニウム量ということで報告されなければいけないところが、酸化物込みの数値が隣にあったものですから、それを転記ミスをしてしまった。14年のこの報告が誤っていたものですから、累積値として計算されます15年、16年数値が誤っていたということでございます。

もう1点は、これは誤りではないのですが、平成8年末の値と9年末の値と、これもやはりBNFLでございますが、これは測定装置に不具合がありまして、公表後に過少であったとして改訂がなされております。ちょうど、この期間というのはBNFLですが、ユーラトム、それからIAEAの3者で試運転をしている最中でございました。この試運転の最中で保障措置用の測定値の精度検証をしている段階で数値がおかしいということが分かって、その結果として、既に日本に報告されている値というものが過少であったとして訂正がなされています。

ただし、この時に、BNFLとIAEAの間の保障措置用の数値というのは実は変更されておりませんで、これは現在も変更されていないのですが、当時、担当されておりました科学技術庁は、このBNFLの保障措置用の数値とのリンケージに、非常に重きを置いておられまして、これと整合的である当時の数字というものをそのまま使っているということです。

今回は、保障措置といったような、どちらかというとソーシャル的というか、社会的な数値、 又は帳簿上の数字ではなくて核的損耗を計算する、核的損耗を計算するという物理的な側面か らのアプローチをしておりますので、これにつきましても訂正の上で再計算を行っているとい うことでございます。

その結果で、本文2ページ目にお戻りいただきまして、海外に保管中の分離プルトニウム量ということで、海外の保管中のものでございます。これは新しいルールで計算したものでございます。

この結果として、英国では約17 t 弱、フランスではプルトータルで約21 t 、合計で38 t 弱ございます。この中で約25 t が核分裂性のプルトニウムということになります。

過去の数字におきまして訂正が発生してしまうということで、非常に申し訳ないと考えておりまして、お詫びを申し上げます。それから、その訂正を含めまして、色々、数字、文言等の訂正につきまして深くお詫びを申し上げます。今後そういったことが無いように十分気を引き締めて御報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございました。室谷さんからお話いただいた保障措置データにつきましては、我が国は原子力の研究・開発利用は平和の目的に限るという国是というべきところ

を判断基準にして、事業許可なり設置許可をしてきているところでありますが、後段規制において、特に注目すべき核物質について、計量管理、それから物的防護その他の活動を国が一定の要件を定めて事業者にやらせているところを、なお国がそれを監査する、IAEAと共にというべきか監査をして、内外にこれの透明性を高めることによって平和の目的以外の活動が無いことを保証している、そういうことで保障措置と呼んでいるわけでございますが、今日の報告はその実態を表すものですから、非常に重要なデータと考えます。なお統合保障措置の適用によって、それが世界全体として合理化されるということで、日本については特に軽水炉なり加工部分については合理化がなされてきているということの御報告をいただいたわけですが、お話のように、今後、なおまだ再処理をこの観点からどう扱うかについて、統合保障措置の観点からどうするかについて議論の最中と理解しておりますところ、これについても合理化の追求について御尽力いただければと思ったところでございます。

それから、プルトニウムの管理状況につきましては、今年は工夫をしていただきまして、いわゆる施設内の増減量ということについてもその内訳まで詳しく公表していただいたということでございます。理論的にはというべきか、この増減量は物理原則だけにすれば核的損耗量に等しくなるはずですが、いわゆる測定誤差とか、様々なプロセス上の処理があって、これが実際には再処理施設内では核的損耗がマイナス1.6のところマイナス12ということで、その他色々あるということ、加工施設ですと核的損耗がマイナス10.8ですから、ほとんど核的損耗と等しくなっていますが、こんなところまで詳細なデータを公開するということをしていただいて、一層透明性の向上が図られたと評価すべきかなと思っております。

もう一つは、海外の分についても、再処理施設に保管されているものについても核的損耗の 問題を考慮したデータを示すという処置をしたことも適切かと思います。

ただ、同時に過去に公表したデータをこの考え方でいじるのが良いかとなると、トレンド分析等においては好都合ということがあるにしろ、公表という行為は透明性の確保の為ですから、今どうなっているかという問いに答えるのがなすべきこと。過去のものを現在の考え方に則して変えるのは必ずしも重要ではない。海外ではそういうことはしないほうが多いのだと思うんです。今日重要なのは今の数字であって、過去、実は違っていた、測定器なりデータの解釈が変わったからこんな値になったと精度を上げても現在の透明性は変化しないのではないかと思います。せっかく御尽力いただいて、最後のページに新しい考え方で全部過去のデータを再計算してお書きいただいたところですが、今後、この2つの値を入れた表をずっと出し続けるのか、今後の取り扱いについてはちょっと頭をひねる必要があるのかな。再計算という言葉が適

切かどうか、少し工夫したらいいと思いますが、過去はこういう数字を公表した。しかし、いずれにしても分かることはなるべく明らかにしていくという、そういう考え方で作業をした結果も併せて公表するということにするのかと思いますが、先生方、何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。

(木元委員) 感想ですけれども、正直申し上げて、9年間、ここの席に座らせていただいて、ここまで細かく、きちんと、(注)も沢山付けて御説明いただいたのは初めてです。今まで、民間の色々な立場の方達から、プルトニウムの在庫量というのはいつも不透明で、よく分からない。後から訂正が出てきて、これが未計算ということもあった。今回このようにデータをきちんと細かく示して御説明を付けて下さったので、私としては大変安心いたしました。

今、委員長もおっしゃいましたが、これから工夫しなければならないこともあるとは思いますが、今日、この段階では、私はよかったと思っておりますし、今後もその考えをきちんと続けていっていただきたいと願っております。ありがとうございました。

(齋藤委員長代理)全般的な印象は、今、木元委員がおっしゃったとおりで、非常に細かいロスとか色々なところまで書かれているということは、国際的にも透明性を一層高める上で非常に結構なことではないかと思います。

2点確認と1点質問になります。私は、前からプルトニウム241というのは14.4年の 半減期で損耗していきますので、その辺のところをどう考えるのかきちんと整理していただき たいというお話を申し上げておりましたところ、今回こういう形で整理していただいた。

確認と申しますのは、プルトニウムの表の別紙で、原子炉施設等のところで、新燃料、要するに常陽、もんじゅ、実用発電炉とありますが、これはもう製品としてできているから損耗は 考えず、製造時のデータであるとの解釈でよろしいですね。

(中村課長) はい。

(齋藤委員長代理) それから2点目の確認ですが、新型転換炉「ふげん」がたびたび出てくるのですが、これはもう運転停止しているので、関連する数字はすべてゼロであり記載する必要があるのかと言うことです。これは、「ふげん」がまだ廃止手続きに入っていないので、廃止措置の申請があって、それを認可した段階でこの表から「ふげん」を削除するということでよるしいですか。

1つ質問は、EU、濃縮ウラン、この濃縮度は色々な種類がありますね。これは当然、関係する省において御確認されていると思うのですが、一度外国の方にも、いわゆる90%以上の高濃縮ウランがいくらあるのか定かでないと言われたことがあります。これについては私の知る

ところ、京大炉所有分かと思いますが、その辺についてもし差し支えなければお話し願いたい ということであります。

(中村課長)最初の2点は私の方から御説明申し上げたいと思います。燃料にしてしまったものについては、今のところまた核的損耗は計算しておりませんで、作った時の量で書いてございます。

2点目の「ふげん」をどのタイミングでここから外すのかというお話でしたけれども、「ふげん」は間もなく廃棄措置の認可のための手続きを取るということで準備を進めているところでございます。そのタイミングはまだ決めたわけではございませんが、来年までの宿題としてちゃんと御説明できるようにしたいと思います。

(室谷室長) 90%強の高濃縮ウランの話なのでございますけれども、正直なところ、今数値は持ち合わせておりませんし、これは確認させていただきたいのでございますが、我々の計量管理上、そういった分類をして提出いただいているかどうか、そこは定かではないと思います。基本的には、分類上、EU、DU、プルトニウムあるいはトリチウムというような分類の仕方で、我々は報告、管理を受けておりますので、それ以外の観点から、我々は、果たして高濃縮ウランの数値を把握しているかどうかを含めまして、恐縮でございますが調査させていただいて、また別途御報告させていただけたらと思います。

(近藤委員長)濃縮ウランについては前から高濃縮と低濃縮をわけるべきという提案があるのですが、今のシステムではそういう分類をせずに報告されているわけです。委員会として、そういうデータも公表されるべきとするかどうかは、引き続き検討課題とさせていただくことにしたいと思います。

町委員。

(町委員)プルトニウム管理の方は、今、木元先生がおっしゃったように統計がより正確になったと思います。保障措置でお聞きしたいのは、査察の実績、人・日が書いてあるんですが、これには国の職員によるのと、NMCCによるものがあります。

(室谷室長) そうです。核管センターです。

(町委員) 査察人・IAEAのインスペクターの査察人・日はどのぐらいですか。日本人と同じと考えていいわけですか。

(室谷室長) 大体同等程度と考えていただいていいと思います。

(町委員) ほとんどが同行してやっているということですか。

(室谷室長) 左様でございます。

(町委員)統合保障措置が適用されたというのは、日本のこれまでの保障措置が、非常に厳密に、かつ透明に行われていたということの1つの証明というか、IAEAがお墨付きを出したわけですから、日本にとっては非常に良いことだと思うのですが、この694というのが521に減ったという話でしたね。

(室谷室長) 690が515に減った。

(町委員) これはかなりの減り方で、25.8%ですか。

(室谷室長) 25.8%程度です。

(町委員) 再処理が今度また入ってくるからトータルの人・日というのは多分あまり減らないのかなと思うのですが、日本政府としては、IAEAとの話し合いで人・日をさらに合理的なものにしていくということでやっておられるんですね。

(室谷室長) おっしゃるとおりでございまして、例えば今おっしゃった再処理部分、2005年度836人・日だったのでございますが、その前年度は750人・日だったんですね。ですから、ちょうどこのタイミングでウラン試験が始まっておりますので、ウラン試験が始まっただけでこれだけの数が増えたわけです。今、アクティブ試験を始めておりまして、さらに商用運転というふうになってきますと、24時間、常にその物質が流れているという状況が始まると、純粋に考えると相当程度数が増えてしまうんです。

他方、町先生がおっしゃったように、我が国はこれまで非常に透明性が高く、事業者も非常に協力的で平和利用を世界にアピールしてきたのに、どうしてどんどん増えるのだという議論 もあります。

ですから、我々は、今後合理的な精度を保ちながらどこまで省力化できるかというものは、まさに、今、再処理施設における保証措置アプローチの考え方というものをIAEAと詰めておりまして、その中で我々として合理性を保ちながら最大限省力化できるように、まさに今交渉しているところでございますし、その中でいたずらに施設が増えるごとに人・日が増えるというようなことは決して起こさないように、最大限、外交交渉などになりますが、努めてまいりたいと思います。

(近藤委員長) そもそも、統合保障措置はまだ再処理施設にはタッチしていないのです。だからトータルで日本に対する査察活動がまだ変わらないはずということにはなっていません。まずは、何をもって再処理への合理的な保障措置活動とするかを議論していただくことだと思うんです。

(町委員) 再処理関係の査察が増えたわけだから、それは当然のことと思います。

(前田委員) 今の続きですけれども、したがって再処理は統合保障措置という制度に移行していくという方向なのか。いやそうではなくて、あそこはああいう形で IAEAの査察官が常駐しているんだし、その中で合理化を図っていこうという方向なのか、そこをお聞きしたい。

もう1つは、あそこの濃縮施設ですが、あれも当然、今のところ統合保障措置の対象になっていないのだろうと思うんです。その確認をしたいと思います。

もう1点、簡単な質問ですが、管理状況の方で、別紙のところに酸化プルの使用状況というのが書いてありまして、この中に使用量というのが書いてあって、もんじゅ・常陽・ふげん等で183KgPu、こうなっています。注4を見ると「使用量」というのは燃料加工施設で加工区域へ払い出した量ですよ、こういうふうになっています。したがって、これは東海のプル燃の中で貯蔵区域から加工区域へ出た量だということだろうと思うんですが、上にもんじゅ・常陽・ふげんと書いてあるので非常に分かり難いのですが、これは、最終的には常陽・もんじゅ、(ふげんは無いとしても)常陽・もんじゅに行くんですよと書いてあるのでしょうね。そこが非常に分かり難いなという感じがしました。以上です。

(室谷室長)まずは最初の2点お答え申し上げます。六ヶ所の再処理施設、これを統合保障措置という考えからやっていくのかという御質問でございますが、これはまだ決まっておりませんが、IAEA側の考えとしては是非そうしたいと考えている向きがございます。我が方もそういったことが結果として我が国のメリットになるのであれば乗ってもよろしいのではないかなと思っております。

ただ、それに先立つ話として東海の再処理施設において、そのアプローチの仕方というものを、今、検討いたしております。そして、その時には先ほどの濃縮とも関係してきますけれども、東海の再処理施設、研究炉や研究開発施設等への保障措置をバラバラにやるのではなくて、エリア全体について統合保障措置の考え方を導入するのはいかがかという議論も今まさに行われているところでございます。それが固まった上で、将来的に六ヶ所においても同様のアプローチをするのが1つの流れなのではないかと思っておりますが、今のところ何らしっかりとした結論は出ていません。

ただ、今後5年スパンとか、中長期的に考えるとそういう交渉が始まると思いますし、結論 を見るのではないかとも思っております。以上でございます。

(中村課長) 私の方から、分離プルトニウムのうちの酸化プルトニウムの使用量のところのもんじゅ、常陽、ふげんというところでございます。まさにこれは燃料加工施設のところで使用したということですが、実際に使用するのは炉ですので、何のために作ったのかという観点か

らこういう名前にさせていただきました。

表現の仕方が分かり難いというお話がございましたので、ここは来年までの宿題として、どうしたら分かり易いのか工夫してみたいと思います。

(前田委員) わかりました。

(齋藤委員長代理) 今の室谷室長のお話で、再処理工場の統合保障措置の問題ですが、六ヶ所工場は始まる前にIAEAやアメリカを含め保障措置のあり方を徹底的に検討し、LASCARという大型再処理施設保障措置システムを入れましたね。したがって、それに則ってきちんとやられていると思います。必ずしも東海再処理工場はそういうことをやっておりませんでしたので、東海工場がサンプルになるというのではなくて、むしろ商用の大型再処理工場はこうあるべきだということを国際的に透明度をもって検討し、そのシステムできちんとやっているから統合保障措置にもっていき、より簡略な方法で進めるという方が論理的で説得性があるのではないかと思います。

(室谷室長) おっしゃるとおりで、決める時の今後想定される議論の深さというのは違うと思います。おっしゃるとおり検討段階からあれだけ透明性をかけて5年間も検討しているものと、他方は、我が国独自にやった、米国は関係していますが、東海の例では同じようには考えられないとは思っております。恐らくは既に透明性が高くて、あとはどうやってオペレーションを組むかという部分に、主な重きが置かれるのではないかというふうに考えております。

(近藤委員長) ありがとうございます。それでは本件はこれで終了したいと思います。ありが とうございました。

(2) 平成19年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)

(黒木参事官)次の議題は平成19年度原子力関係経費概算要求額総表(速報値)でございますが、これは私の方から御説明させていただきたいと思います。

関係省庁が概算要求を行ったものを事務的に御報告いただきまして、事務局の方で総表という形でまとめさせていただいたものでございます。1枚目の速報値の表を見ていただきまして、19年度につきまして概算要求額が一般会計で1,463億9,000万円、今年度の予算からの比較では13.3%増となってございます。

電源開発促進対策特別会計では19年度概算要求額が3,367億6,400万円ということで、今年度の予算から7.8%増となっておりまして、この内、立地勘定では1,937億

6,900万円、11.5%増、利用勘定では1,429億9,500万円、3.1%増ということで、一般会計、電源特会を合わせた金額で要求額が4,831億5,500万円ということで、本年度予算額から9.4%増ということで概算要求がなされているという状況でございます。

2ページ目は、今の総表を関係省庁の役所毎に書いたものです。3ページ以降は予算の事項 毎にまとめさせていただいたものを一般会計、電源特会について行ったものでございます。

内容につきましてはまた今後見積もりの方針を決める際にヒアリングを行っていくということになろうかと思います。以上です。

(近藤委員長) 何か御質問は。

それでは、これは次回ヒアリングをするということで、とりあえず報告を聞いたということで次の議題に行きましょう。

(3) カザフスタン等との協力について

(黒木参事官)次の議題はカザフスタン等との協力についてでございます。経済産業省の中西 課長、外務省の小溝室長よりご説明をお願いいたします。

(中西課長) 御手元の資料に基づきまして説明させていただきますが、「資源エネルギー 庁」とクレジットが入っております「小泉総理の中央アジア出張について(原子力関係)」と いうことで、まず原子力全体という視点の中で今回の総理の御訪問についての意義付けという ことを簡単にバックグラウンドとして御説明させていただければと思っております。

3ページの一番上にありますように、今回の国際的な原子力の展開という意味では、かねてより原子力大綱であるとか原子力立国計画の中でも我が国の原子力の国際的な展開という視点で色々な議論をさせていただきました。その具体的な第一歩を踏み出しつつあるということで位置付けております。

皆様御案内のように、ウランの価格が国際的に急速に上昇しつつあります。背景といたしましてはウランの二次供給が減少してきている、あるいは需要先としての中国、インド、この辺が急速な原子力発電の拡大に踏み出してきているということで、これは短期的なスポット価格でございますが、ウラン価格は2000年に比べて7倍のレベルまで来ております。そういう状況を踏まえまして世界的に各国とも、ウラン資源をいかにして獲得していくのかというような動きがかなり激化してきております。下の参考に書かせていただいていますように、中国も

カザフスタンあるいは豪州といったところとの外交努力を通じたウラン資源の確保といった動きを示してきております。ロシアの方もカザフスタンとの間では単に資源確保ということのみならず、もう少し幅広い分野での連携ということで濃縮あるいは原子力開発、そういったところまで含めた戦略的な連携を急速に深めつつあるということが大きな動きとしてございます。

2. では具体的にウラン資源という視点で見たときにカザフスタン、ウズベキスタン、どういう位置づけにあるのだろうかということで、ここにも書かせていただいておりますが、カザフスタンは、埋蔵量が世界第2位、ウズベキスタンは世界で10位の埋蔵量を持っております。

他方、日本の輸入といった視点から見ますと、両国とも 1 %前後の極めて少ないシェアになっておりますので、今後、これらの国々といかに連携しながらウランの資源確保に努めていくのかといった意味では日本も、もう少し広い視野でアプローチすることが必要と言えます。

とりわけ足下の輸入相手国を見ますと、オーストラリア、カナダ、それぞれ約3割前後でございますけれども政治的に安定しているという意味では、こういう国からのウラン資源の確保といったことをやってきておりますが、今後の中長期的な視点で見ますと供給源の多様化といったことも念頭に入れる必要があります。そういった意味から、とりわけカザフスタン、ウズベキスタンの埋蔵量を念頭に置くと、これらの国々との関係をもう少し強化すべきだといったものが最近の動きになってきているということでございます。

とりわけカザフスタンは、単に、自分たちの国内にあるウランの資源を売るというだけの話ではなくて、中長期的に自分たちのウラン資源を核とした燃料加工、さらには原子力発電所を含む原子力産業のもう少し後ろの方も含めて、色々な国との連携を通じて国内に総合的な原子力産業を育てていきたいという思いがあるということは、従来からいろいろなルートを通じて我々にも伝わってきておりました。そういった中で日本がどういうふうに対応していくのかといった意味での位置付けを明確にしていく必要があると我々も考えております。

このような観点から、カザフスタンから見た我が国との戦略的な連携関係の意義ということでは、繰り返しになりますが、カザフスタンはウラン鉱山のみならず燃料加工、さらには原子炉の供給と、他の国と協力しながら総合的なサービスを提供するということをやっていきたいと考えており、日本にとってもそういう戦略的な関係を構築したいという気持ちがあり、それを進めていくためには、今後、二国間原子力協定の締結といった法的な対応も必要だろうというのが大きな流れでございます。

これまでもそういった認識を我々は持っておりまして、日ーカザフスタン間の資源外交という意味では、昨年11月に経済産業省資源エネルギー庁の次長を筆頭とする官民合同のミッシ

ョンを派遣し、今年の1月には、住友商事と関西電力が、カザフスタンとの間で合弁事業を立ち上げ、ウランの開発権益を獲得してございます。

そういった動きに対して、政府といたしましても、一番下に書いてありますが、国際協力銀行あるいは日本貿易保険といった政府系金融機関もサポートをしながらこれを積極的に支援していくといったことをやってきたわけでございます。

5ページのところには今回のカザフスタンとの合意事項が書いてありますが、これは外務省とも重複しますので割愛させていただきます。6ページを御覧いただきますと、今後、経済産業省を中心といたしましてどういった具体的なアプローチをやっていくのかといったことを書かせていただいております。

まず①として、カザフスタンとの原子力協力に関する覚書に基づきまして、今後、二国間の原子力協定の締結に向けた作業を進めていくという外交的な努力をやっていく。

②といたしまして、カザフスタンとりわけ原子力発電所の導入についてもかなり関心を持ってございますので、原子力発電の導入に向けた調査事業を我々としても支援する。

③につきましてはウラン探鉱事業に対して、リスクマネーを供給しながらウランの供給源拡大といったことに対するサポートを行うという政策的対応を推進することとしております。これらを通じ、更なるウランの鉱山開発権益獲得と共に、燃料加工、あるいは軽水炉導入、そういったところも含めた原子力分野での協力の拡大を確実に進めていきたいと考えているというところでございます。

この結果、日本とカザフスタンの間で、ウランの共同開発やカザフスタンの原料を利用した濃縮ウランや日本の原子力発電所で発生した使用済燃料を英仏で再処理し回収した回収ウランを再濃縮し、カザフスタンの工場で再転換、燃料加工するといったことが将来可能になり得ると考えられます。

(近藤委員長) 外務省、どうぞ。

(小溝室長) それでは、お配りした資料に、資料3-2というのが付いておりますが、最初の 裏表で10ページが今回総理が行かれた時に結んだカザフスタンとの共同声明、それから6ペ ージになりますが、カザフスタンとの間の原子力協力、特に二国間協定も含むものについて書 いた覚書、これが一番具体的な成果です。

8ページ以降には、ウズベキスタンとの間で共同プレス・ステートメントを出しておりまして、それを付けてございます。

それ以後は参考資料が付いていまして、最初のページは、訪問の意義について簡単に整理し、

2ページ目、3ページ目に地図を付けています。これで見ますと、カザフスタンは地理的には 圧倒的に中央アジアの中では大きな地理を占めていて、人口的にはウズベキスタンが最大の人 口を占めていますが、このような感じです。

あと、日本とカザフスタンとの関係、カザフスタンの概況、大統領のことについて、ウズベ キスタンにしても同じような資料を付けております。

これは時間も限られておりますので割愛いたしますが、覚書についてどうフォローするかが 一番大きな話になると思いますが、その前に外交の観点からこれまで中央アジアにどう関与し てきたかということを簡単に御説明します。

1992年の1月に両国が独立したのに合わせて、日本は、外交関係を樹立しまして、カザフスタンにしてもウズベキスタンにしても1993年には大使館を設置するという形で、この地域が地政学的に、あるいは資源、これは原子力だけでなくて天然ガス、石油、貴重な鉱物、このようなところで非常に重要なところでありますので、この辺については外務省としては従来から重点を置いてきたところでございます。

各種閣僚も訪問しておりますし、元総理という訪問もありましたが、現職の総理の訪問は今回が初めてです。今回の総理訪問の際に覚書が作成された背景には、ウラン資源の確保に関する最近の経済産業省さんの努力、ウラン資源確保の重要性の認識は、原子力委員会の政策大綱にもありましたし、自民党内にもありましたし、民間もカザフスタンとウラン探鉱の共同出資の契約をするということで、最近のウランの価格高騰から見て資源外交がウランにとっても非常に重要であるという認識のもとに経産省さんが頑張られているということを見ながら、今回、外務省が協定について、一歩踏み込む決定をしたわけです。この決定には苦心がありました。若干の背景を申し上げます。

ちょっと紙から離れますが、要はカザフスタンにしてもウズベキスタンにしても核兵器国である旧ソ連の中の国でございましたから、保障措置とか計量管理ということについて、民生用の施設についてはほとんど経験が無いということがまず背景にあります。したがって、国際的に協力する際、平和利用を担保するためには、まず、核物質計量管理等の基盤整備が必要になります。中央アジア諸国が独立した際、その中で、アメリカも実はカザフスタンに最もてこ入れしました。カザフスタン自身もロシアとの関係、西側との関係、中国との関係、これを非常にバランスがとれた形でやろうとしています。このようなことが相まちまして、外務省としても、実は90年代からここの計量管理のシステム、あるいは不拡散についてのコミットメントを強化するための協力をずっと続けてきております。これは90年代半ばからやっております。

そういうようなことを踏まえて、国際的な評価では、カザフスタンは中央アジアの国の中で一番核不拡散あるいは核セキュリティのコミットが進んでいるところです。まだ課題は残っているけれども、進んでいるところであると見られています。そういう点を踏まえた上で、二国間協定を検討する機が熟しているかどうか省内ではかなり議論がありました。カザフスタンからウランをもらうだけでなくて、これから協力を強化する場合、日本からものが行く、その時にそれが単なる紙の世界ではなくて、実質的にきちんと平和利用が担保できるかどうか、この判断に、外務省は一番時間をかけましたが、結果として最初の資料の6ページ目を見ていただきますと、これが日本とカザフスタンとの覚書で、1、2、3とあって、7ページを見ますと、これは焦点だけに絞ってみましたが、5.が一番重要な点になるわけですが、日本とカザフスタンの双方は、核不拡散、核物質防護及び計量管理体制の整備状況等を勘案しつつ、双方が適切な状況にあるとの理解に至った場合には、日本とカザフスタンとの間の二国間での原子力の平和的利用のための協力に関する協定を締結するための交渉を開始する。

回りくどい言い方をしておりますが、要は、我々の認識はまだ不十分だというのがあるんです。不十分だというのはあるのですが、大変な努力を重ねている、その方向性には信頼が持てる。

一方で、追加議定書に入っていませんし、先ほどのプルトニウムの議論でもありますように、計量管理のところがしっかりしないと査察もあまり意味がなくなってしまう。そこのところは実は我々としても盛んに技術協力をしておりますが、我々の判断は追加議定書に入るということによってIAEAが未申告のところにもアクセスできるようになる。そういう体制が整うとカザフスタンとしても整備がかなり急速に進むだろうし、それを利用して問題点があれば日本としても積極的に関与できる。つまり計量管理の一層の整備の観点からも追加議定書の締結が一つの目安になります。このようなことができていけば、外務省としてもこれは高い優先順位で二国間協定交渉に入ろうと思っています。実はもう内々、協定交渉に向けた検討は始めています。

恐らく、今年は、私どもとしては核テロ条約等を来年の通常国会に上げる、この作業を最重点にやっておりますが、それをやる傍ら、この辺の、単にカザフスタンが改善することを待つのではなくて、日本側から積極的に働きかけて二国間協定交渉ができるような基盤作りに経産省さん等と協力しながらやっていく。

我々の希望としては、来年には二国間協定交渉を本格的にやって、早ければ再来年の通常国 会にも上げていくというようなことを考えております。これは日本全体の資源外交において非 常に重要なポイントだと思いますので、外務省としても全面的に協力していきたいと考えております。以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。原子力委員会は政策大綱におきまして、日本企業が ウランの安定的供給の確保ということで様々な努力をするべしとしたところ、こうした取り組 みが官民力を合わせてなされているということは、適切な、結構なことと評価したいと思いま す。

もう1つ、カザフスタンは、昔、ソ連時代にBN-350という高速増殖炉があったところですね。これが99年に廃止されて、今は確か軽水炉の建設計画、地についているかどうか分かりませんが、VVER-440タイプの軽水炉を4基順次導入することが計画されていると聞いています。ですからこの国を未導入国とするか導入途上国とするのか難しいのですが、原子力委員会は大綱の中で、そうした国につきまして、安全と核不拡散の担保要件の整備状況を見ながら、あるいはその整備を前提として人材の育成その他様々な面で世界各国が原子力の利益を享受していくことを応援すべきとしたところですから、ご報告のように手順を踏んで原子力協定を締結するべくの方向性に合意したことは適切なことと評価すべきと思います。ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

前田委員。

(前田委員) 感想的な話ですが、世界第2位のカザフスタンとこういう協定を結んでウランの確保に努めるというのは私は良い方向だと思っています。従来、日本の電力は、ウランの安定確保、それからリスク分散ということで、長期契約をベースにして、主要なウラン産出国と長契ベースでやってきた。できる場合には、開発輸入というか、開発にも参画してやってきたというやり方をしてきたわけです。

ただ、そうは言っても過去の経験の中では、例えば南アのアパルトへイト問題とかナミビア独立の時とか、長期契約が非常に危なくなったという経験もあるわけなので、カザフスタン、それからウズベキスタンの場合は、まだそこまで話は進んでいないから分からないけれども、特にウズベキスタンの場合などはそういったカントリーリスク的なものもあるように思います。

したがって、今後こういう方向に進んでいくに際しては、国としても、外務省、経産省ともにカントリーリスク的なものについて、やはり常に見通しを持って事業者を指導するとかそういうことをお願いしたいなと思います。

(近藤委員長) 町委員。

(町委員) 小溝室長に教えて欲しいんですが、 I A E A はカザフスタンにフルスコープの保障

措置をかけていると思いますが、カザフスタンの核物質管理の状況をどういうふうに評価しているのか。

もう1つ、ここはかつてはソ連だったわけです。今度、小泉首相が行かれて日本にとっては 非常に重要なこと、歴史的なことでしたが、それに対するロシアの見方というか、その辺がも し分かれば。難しいかもしれませんが。

(小溝室長) お話できること、できないことがあると思いますが、まず 1番目の点は全てお話できるのですが、IAEAとしては国際標準で見た時に、カザフスタンというのは一般的な基準を十分満たしていると見ています。他方で、かつて核弾頭が百数十発あったわけですし、色々あるので、そういうことの清算をした上で、日本としては単なる紙の世界ではなくて、外務省としてはむしろ実態的に長い将来にわたって問題が無いように、より、というのは民間のシンクタンクの分析ではまだ改善の余地有りというのが一般的な評価ですので、その辺は日本としてはむしろ先方が良くなるのを待つのではなくて、日本として積極的に関わって良くしてあげる。それによって日本としてもきちんと入っていく。

2番目の点でございますが、これはロシアは非常に熱い目で見ていて、何をするのだろうという、当然のことながらあります。一方で、ロシアとカザフスタン、要するに旧ソ連では、核・原子力産業が一つの共和国に集中しないよう、分散させてそれぞれ分業体制をやったわけです。旧ソ連邦がバラバラになってしまって、ロシア自身の原発をやる場合にも、核燃料を自給できる体制にないようです。ロシアもカザフスタンのウランを必要としています。この辺のところの資源をしっかりやらないと足りなくなってしまうわけで、実はロシアとカザフスタンとの間では多重的な取り決めが今できておりまして、濃縮等はやらせない、ロシアがやる。けれども燃料加工とか転換とか、ある限定されたことについてはやらせるということと、将来開発途上国にも出ていくための小型炉の共同開発をやりましょうというような、いろいろなことをやって、ロシアはロシアで当然のことながらこことの関係を深めようとしている。アメリカも非常に熱心です。そういう中で日本としては色々な国と連携をとりながら独自の外交を進めていくということです。

(木元委員) ロシアのことは今お伺いして分かったのですが、中国との問題とか、アメリカも 資源を持っている国としてカザフスタンを最重要国と表現していますね。ですから世界 2 位の ウラン資源量を持っているということは、今のナザルバーエフ大統領にとっては非常に優位な 立場になるとは思うのですが、その中に日本が入り、カザフスタンとはこれから二国間でやろ うとしています。ウズベキスタンよりもカザフスタンの方が大変だと思うのですが、日本はか なり積極的にオファーをしていけば、カザフスタンにとっては非常に有利な対象国になり得る という「ポイント」を持っているのでしょうか。

(小溝室長) この話は若干商売絡みの話になってきますので、今申し上げられませんが、カザフスタンにとってみて、日本は非常に魅力的な取引相手であるというような要素がございます。 そういう点を踏まえて、スポットでやるのであれば問題ないんですが、大規模、長期、継続的に行われると協定を結びますので、そういうようなことが可能性としては十分ございます。

中国も当然どんどん入ってきていますので。ただ、カザフスタンは第2位の埋蔵資源国であるにもかかわらず開発はまだ十分されていませんから余力は非常にあるわけです。

(中西課長) ちょうど御指摘のところ、私の資料の6ページの下の方に書かせていただいておりますが、カザフと日本の間の協力としては、かなり具体的な話として、原子力発電分野において日本原電さんが彼等の色々な技術的なスペックをどうやってセットすれば自分たちの国に適した現象が導入できるのだろうかといったものを勉強したいということで、既に民間ベースでは中身のサポートは既にやってきております。

逆に言いますと、それをもっと拡大して、実際、彼等の原子炉の導入の時に上手くいけばビジネスとして入っていける可能性もあるなという余地はかなりございます。

さらに、彼等の今の国内には燃料加工工場を持っておりますので、日本の海外で再処理したような回収ウラン等々を第三国を経由した時でございますが、彼等の加工工場に持っていって、 最終的には日本の国内に持ってきて使う。そういうかなり多層的な関係が構築できるようなお 互いのポテンシャル、逆に強み弱みといいますか、そこら辺を上手く持っているのかなと思っ ております。

(木元委員) 新聞にも若干そういうことは出ているんですが、その場合に民間は、例えば関電さんはウランの確保について民間ベースでネゴしていらっしゃるところがあって、ある程度目途がついたという話があります。原燃さんの発電所の件にしてもしっかりおやりになっていると思うんですが、日本と中央アジアでなくても、例えばイランなどの問題にしてもある程度民間が進めていったにしても、それが国情によって駄目になってしまうケースがあります。

今回、国内の政策には国がかなり関与し顔を出してバックアップする、ある時には前面にも 出る、という覚悟が見えているんです。今回のケースでもかなり前面に出るという覚悟はある と思うんですが、これはかなり強固なものですか。

(中西課長) それを具体的にどういう形で表すかというのは、1つは政府間の協定であり、二国間の原子力協定というのが枠組みとしては多分あります。さらにビジネスとしての環境をど

うやって整備するのか。例えばカントリーリスクをどうやって低減していってあげるのか。そういう意味では先ほどもチラッと御説明しましたが、1つは山を掘るという意味でのリスクに対しては6ページの上の方に書かせていただいておりますが、石油天然ガス・金属鉱物資源機構が50%保証の新しいスキームを準備しますというのがございます。これは、ただ山を掘って当たるか当たらないかというリスクを低減するということでございますが、その次に実際開発していった時には、例えば、日本の、これは民間との協調でのお金を出したりする国際協力銀行、そうした時にカントリーリスクをこういったシーンがあるところにはもうちょっと高いレベルにセットアップして支援を厚くしてあげる。

はたまたどうしても融資とか投資の時には、取りっぱぐれる可能性がございます。そういったところに対しての貿易保険もこういった資源国に対しては率が高いということで条件を下げてあげる。そういった意味でのかなり限定的ではございますが、それでも色々なリスクは当然ございますが、そういった意味での国としてやれるだけの環境は一歩踏み出して整備はしているということが今のスタンスでございます。

(木元委員) よろしくお願いします。

(小溝室長)外務省としましても中央アジアというのは今まで無かった新しい可能性のあるところで、そこはある程度の変動は避けられないかもしれない。一方で、豪州は最大の埋蔵量を持っていますが、今まで、輸出でいうとカナダに次いで2番だった。カナダの確認埋蔵量は10%ぐらいです。埋蔵量で豪州は二十数パーセントあるわけですが、そこのところは国内的な政策で今以上に鉱山を増やさないという政策を取っています。これは最近、野党が考え方を変えていますので、豪州の方も相当余力があり、これからもうちょっと増える可能性があるんですね。ですから、日本としては全体として多様化して、色々なことがあっても十分なことができるようにということで多角的な手を打っているということでございます。

(近藤委員長) 齋藤委員。

(齋藤委員長代理)色々な意味合いでカザフスタンというのは期待されるし、他の大国も期待しているという中で、日本はこういったアプローチをしっかりとやっていかなければいけないだろう。その中で、例えば原子力機構が I G R というカザフスタンの試験炉を使って実験などやっております。そういう意味合いでは人的な交流を深めていくことが大事ではないか。

積極的に先方から留学生を受け入れるとか、そういうことも大切だと思います。

もう1つ、先ほどの核不拡散とか核物質防護、計量管理、こういったことに対してカザフス タン政府としては前向きであろうと思いますし、中央アジア地域というのは非核兵器地域とす るということで既に協定を結んでいるところであります。核不拡散に対しては、IAEAとも 共同歩調をとって日本も速やかに協定を結べるように、日本の知恵を先方に授け、是非今後と も努力をお願いしたいと思います。

(小溝室長) 今の点ですが、カザフスタンとの共同声明、外務省の出した資料の3ページに人的交流の促進が4. で上がっています。この中で、これは今回初めてではなくて、ずいぶん前にも、2004年にも前々任の川口外務大臣が中央アジアー日本との対話を始めていますが、この時に3年間で約1,000名の研修員を受け入れる。これを実は2年間で1,000名受け入れた。

また、今後3年間で2,000名程度受け入れるということで人的交流についても、今回資源に特化して御説明しましたが、そういうようなことも積極的に進めております。

(齋藤委員長代理) この数字通りいっているのですか。

(小溝室長)はい、この数字通りいっています。3年の予定を2年で達成してしまったわけです。

(町委員)原子力も一部入っているのですか。

(小溝室長) 一部入っています。一部というか、そこはあまり強調するほどの内実ではないのでちょっとそこは、あまり過大申告するとあれですが。

(木元委員) ここはその通りだと思うんですが、原子力に関しては、これは電気事業者さんに 伺ってみたんですが、今、諸外国から既に受け入れてしまっているので、実際に、今、カザフスタンから何名、ウズベキスタンから何名というふうに受け入れるキャパがまだないようです ね。ですから、それが広がれば、その分野では広がるだろうという期待はあるんです。

(近藤委員長)私は学生を1人、大学院で預かったことがあります。大変なのは語学ですね。 カザフスタンというのはカザフ語というのはあるんですが、ソ連時代が長いのでロシア語なん です。ロシア語とカザフ語の人がいるんです。これが似たようで似ていないんです。それはと もかく、我々はカザフ語はおろかロシア語でもとても研究、教育はできない。こういう学生さ んをどう扱うか。大変です。

それから、日本に来たらカルチャーショックで勉強どころでなくなってしまうこともあります。中国人のように強い上昇指向があれば別ですが。なかなか難しい問題があると感じました。

それから、追加議定書は非常に重要だと思うんですが、ロシアとの間で外国の目に見えない 特殊な契約関係が残っている部分があるのではないかということがイシューになると思います。 あそこにバイコヌール宇宙基地があります。あれは、確かロシアが50年契約で借りています。 誤解しているかも知れませんが、2050年まではあそこはロシアのいわば治外法権地域だと思うんです。核兵器は確か全部持って行ってしまったので何も無いはずですが、立入り制限の問題などがあるのかないのか、いずれにしても特殊化せず、あくまでも国際ルールを適用していくという方針で適切に処理していくことが大切と思います。

本件につきましては、大綱に照らして適切であるところ今後に期待したい、ということでよろしゅうございますか。

それではこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

(4) 政策評価部会の設置について

(近藤委員長)次の議題。

(黒木参事官)政策評価部会の設置につきまして私の方から御説明したいと思います。資料7号でございます。後ろの方でございます。

第7号に「政策評価部会の設置について(案)」ということになってございます。これは今年の4月11日に委員会決定いたしたものを、本日9月5日付で改正したいということでございます。

2枚目のページに修正の部分の見え消しが記載されております。政策評価部会につきましては、4月からまず安全の確保について検討を行い、その検討が終了し、これから平和利用の担保について議論を行うことになっております。政策分野毎に順次評価を行っているということにしており、また、政策評価部会という1つの部会でこれを議論を行うということから、専門委員の先生に入っていただいた際に、普通の専門委員の指名ではなくて、政策大綱の政策分野毎に担当を決めるとう形にしていただくのが合理的であるということが、2.の構成のところで書いてございます。

5. その他のところでありますが、専門評価部会の運営については運営規程を準用することになると思いますが、その際、「専門委員」とありますところを、「専門委員(評価する政策分野を担当する委員に限る。)」という形にされてはどうかということでございます。

これは、定足数の関係で、勘定をしたりとか、それから議決権の関係について、その時の政 策評価部会で議論をする御担当の専門委員で数えるというような趣旨であります。

ただし書きで「部会長は原子力委員会委員長が務めるものとする」というところでございますが、これは既に近藤委員長が部会長になられているわけでございますが、専門委員がこれか

ら色々交代していくことを考え併せるならば、分かり易くしておいた方が良いであろうという ことでございます。

このような形で、評価部会の設置についてというのを改定していただきまして、また先生方と御相談しながら具体の専門委員をどなたにされるのかということを委員会で決めていただくというサイクルになろうかと思います。以上です。

(近藤委員長) ありがとうございました。要するに、今までこのような規定、政策評価部会は、原子力委員と専門委員で構成するとしていたわけですが、最初の会合におきまして、つまり安全の確保というテーマの政策評価におきましては、専門委員を置かずして仕事をスタートしたわけであります。あるテーマで専門委員がいた方が良いとして具体的に指名しますと、その方には政策評価部会が存続する限り専門委員をお願いすることになるのかなと考えると、逐次部会の規模が変わっていく、発令に時間がかかるということもある。それで有識者に随時参加いただくことでスタートしたわけですが、ここにありますように、政策大綱の政策分野毎に担当を明示して専門委員をお願いすれば、そうした困難が解決できるということに思い至りまして、そういう専門委員をおくことに変更したいという提案でございます。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

(5) その他

(近藤委員長)では次の議題に。

(黒木参事官)次の議題、その他の議題ではございますが、資料第6号、原子力委員会政策評価部会(第7回)の開催について資料がございます。今、御議論いただきましたように次回、原子力の平和利用の担保についてということで評価を行うために第7回の会合を9月8日、今週の金曜日でございますが、1時半から3時半までということで、虎の門三井ビル2階、原子力安全委員会第1・第2会議室にて開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

(近藤委員長) よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

その他。

先生方、何か議題ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次回について。

(黒木参事官)次回の第36回原子力委員会定例会議は9月12日火曜日10時半から、開催場所はこの4号館7階743会議室で開催いたします。

(近藤委員長) それでは本日の会議はこれで終わらせていただきます。